面積	種別補正	
	田畑	0.24
	宅地	1.00
	森林	0.14
	その他	0.03
	㈱　市町村の区域に、2以上の市町村の区域にまたがる湖沼、池又は潟がある場合で、当該湖沼、池又は潟に係る境界が確定しているときに限り、当該湖沼、池又は潟の面積を当該団体のその面積に加える。	

普通態容補正(種地)

		A	B
Ⅰの地域			
	10種地 a	0.005100	−4.1780
	10種地 b	0.005200	−4.2800
	9種地	0.004140	−3.2660
	8種地	0.003240	−2.4560
	7種地	0.000960	−0.5180
	6種地	0.000890	−0.4655
	5種地	0.000720	−0.3550
	4種地	0.000410	−0.1845
	3種地	0.000320	−0.1440
	2種地	0.000053	−0.0506
	1種地	0.000050	−0.0500
Ⅱの地域			
	10種地	0.001940	−1.4760
	9種地	0.002180	−1.7040
	8種地	0.001880	−1.4340
	7種地	0.001380	−1.0090
	6種地	0.001460	−1.0730
	5種地	0.000840	−0.6080
	4種地	0.000180	−0.1460
	3種地	0.000160	−0.1340
	2種地	0.000067	−0.0875
	1種地	0.000051	−0.0819

普通態容補正（面積）	
1級地	0.064
2級地	0.054
3級地	0.042
4級地	0.037
5級地	0.020
6級地	0.010
無級地	−0.002

寒冷補正（給与差）	
4級地	0.005
3級地	0.006
2級地	0.006
1級地	0.007
無級地	0.000

七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正	
		公共災害復旧事業債	1.00
		単独災害復旧事業債	0.50
		地盤沈下等対策事業債	0.60
		緊急治山等事業債	0.60
		激甚災害対策特別緊急事業債	0.60
		特殊土壌対策事業債	0.60
		鉱害復旧事業債	0.60
		小災害債 公共土木施設等小災害債	0.50
		小災害債 農地等小災害債	1.05
		法第13条第11項の補正	
		その団体の指数が100に満たないもの	
		その団体の指数	1.00
		その団体の指数が100以上のもの	
		100	1.00
		100を超え200までの数	1.03
		200を超え300までの数	1.10
		300を超え400までの数	1.15
		400を超え500までの数	1.20
		500を超え700までの数	1.29
		700を超え1,000までの数	1.41
		1,000を超え1,500までの数	1.58
		1,500を超え2,000までの数	1.76
		2,000を超え2,500までの数	1.90
		2,500を超え3,000までの数	1.98
		3,000を超え3,500までの数	2.04
		3,500を超え4,000までの数	2.08
		4,000を超え5,000までの数	2.10
		5,000を超える数	1.80